

温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度に係る各種ガイドライン読替表

新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けた者に係る特例として、令和3年3月31日付けで規則及び各種ガイドラインの一部改正を施行し、義務履行期限等を延長する。
令和14年1月31日までの間、ガイドラインごとに下表の「現行の規定」を、「読替後」に読み替えて適用する。

<注意点>

- ※提出期限が東京都の休日に当たるときは、東京都の休日に関する条例に基づき、休日の翌日（翌開庁日）が期限となります。
- ※西暦・和暦表記については、元となる各種ガイドラインの表記方法に準ずるため、この表の中では統一されていません。
- ※各種ガイドラインの図・表中に記載されている提出期限については、本読替表に基づき、適宜読み替えてください。

(1) 排出量取引運用ガイドライン

該当箇所		現行の規定		読替後	
頁	記載箇所				
12	第2部 第1章 3(1) 削減義務の履行と制度の流れ	その上で、義務履行期限（削減義務期間の終了の年度の翌々年度の9月末日、第二計画期間では2021（令和3）年9月末）までに義務を履行する必要がある。		その上で、義務履行期限（削減義務期間の終了の年度の翌々年度の9月末日、第二計画期間では2022（令和4）年1月末まで）に義務を履行する必要がある。	
13	第2部 第1章 3(1) 図2-1-2	整理期間 1～2年度目9月（第n+1計画期間） 第n+1計画期間 2年度目10月～5年度目		整理期間 1～2年度目9月（第n+1計画期間）（第二計画期間においては、2020（令和2）年～2022（令和4）年1月） 第n+1計画期間 2年度目10月～5年度目（第三計画期間においては、2022（令和4）年2月～2024（令和6）年度）	
18	第2部 第1章 4 超過削減量及びオフセットクレジット等	⑤ 埼玉連携クレジット 埼玉県目標設定型排出量取引制度で認定される超過削減量及び県内中小クレジット	○埼玉県の超過削減量については、基準排出量が15万t-CO ₂ 以下であって、埼玉県の目標設定型排出量取引制度における目標の達成が確認された事業所で創出されたものに限り、削減義務の履行に利用することができる。	⑤ 埼玉連携クレジット 埼玉県目標設定型排出量取引制度で認定される超過削減量及び県内中小クレジット	○埼玉県の超過削減量については、基準排出量が15万t-CO ₂ 以下であって、埼玉県の目標設定型排出量取引制度における目標の達成が確認された事業所で創出されたものに限り、削減義務の履行に利用することができる。 <small>注</small>
注 埼玉県の目標設定型排出量取引制度の第一計画期間で創出された埼玉連携クレジットを本制度の第二計画期間の削減義務の履行に利用する場合は、埼玉県が別に定める日まで利用可能					
26	第2部 第1章 4(5) 埼玉連携クレジット	● 埼玉連携クレジットの有効期間 埼玉県の第n計画期間の削減量 東京都の第n計画期間及び第n+1計画期間の削減義務の履行に利用可能 （有効期限は、第n+1計画期間の整理期間終了時まで）		● 埼玉連携クレジットの有効期間 埼玉県の第n計画期間の削減量 東京都の第n計画期間及び第n+1計画期間の削減義務の履行に利用可能 （有効期限は、第n+1計画期間の整理期間終了時まで。埼玉県の目標設定型排出量取引制度の第一計画期間で創出された埼玉連携クレジットを、本制度の第二計画期間の削減義務の履行に利用できる期限は、埼玉県が別に定める日まで）	

温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度に係る各種ガイドライン読替表
 (1) 排出量取引運用ガイドライン (つづき)

該当箇所		現行の規定	読替後
頁	記載箇所		
34	第2部 第2章 2(3)イ(カ) 更新 手続の必要な一般管理 口座がある。	更新手続が可能な期間は、一般管理口座の開設を受けた日の属する削減計画期間の整理期間の最終年度の4月1日から9月30日(整理期間の末日)までである。	更新手続が可能な期間は、一般管理口座の開設を受けた日の属する削減計画期間の整理期間の最終年度の4月1日から9月30日(整理期間の末日)まで(ただし、第二計画期間にあっては、2022(令和4)年1月31日まで)である。
39	第2部 第2章 2(3)エ 口座情報の 参照	例えば、第一計画期間中に行った取引の記録は、当該記録のあった日から、第一計画期間の義務履行期限(2016(平成28)年9月末)から起算して10年が経過する2026(令和8)年9月末まで、削減量口座簿に記録が残ることになる。	例えば、第一計画期間中に行った取引の記録は、当該記録のあった日から、第一計画期間の義務履行期限(2016(平成28)年9月末)から起算して10年が経過する2026(令和8)年9月末まで、削減量口座簿に記録が残ることになる(ただし、第二計画期間の取引の記録は、当該記録のあった日から、第二計画期間の義務履行期限(2022(令和4)年1月末)から起算して10年が経過する2032(令和14)年1月末まで)。
43	第2部 第2章 2(3)キ 一般管理 口座の更新	例えば、第二計画期間中である2015(平成27)年8月に一般管理口座の開設を受けた場合であって、2021(令和3)年10月以降も引き続き当該一般管理口座を利用したいときは、2021(令和3)年4月1日から同年9月末までの間に一般管理口座更新申請書を東京都に提出し、当該一般管理口座の更新手続を行う必要がある。	例えば、第二計画期間中である2015(平成27)年8月に一般管理口座の開設を受けた場合であって、2021(令和3)年10月以降も引き続き当該一般管理口座を利用したいときは、2021(令和3)年4月1日から2022年(令和4)1月末までの間に一般管理口座更新申請書を東京都に提出し、当該一般管理口座の更新手続を行う必要がある。
63	第2部 第3章 3(3)ア 一般管理 口座の更新に係る諸規 定	有効期限： 口座の開設日又は更新日が属する計画期間に係る整理期間の末日(第二計画期間にあっては、2021(令和3)年9月30日) 更新期間(手続期間)： 口座の有効期限の属する年度の4月1日から9月30日(有効期限)まで(第二計画期間にあっては、2021(令和3)年4月1日から同年9月30日まで)	有効期限： 口座の開設日又は更新日が属する計画期間に係る整理期間の末日(第二計画期間にあっては、2022(令和4)年1月31日) 更新期間(手続期間)： 口座の有効期限の属する年度の4月1日から9月30日(有効期限)まで(第二計画期間にあっては、2021(令和3)年4月1日から2022(令和4)年1月31日まで)
64	第2部 第3章3(3)イ 一 般管理口座の更新手続 の流れ	① 一般管理口座更新申請書の作成 一般管理口座を更新したい口座名義人は、「一般管理口座更新申請書」に必要事項を記載し、添付書類を添えて2021(令和3)年4月1日から同年9月末までの期間に東京都に提出すること。	① 一般管理口座更新申請書の作成 一般管理口座を更新したい口座名義人は、「一般管理口座更新申請書」に必要事項を記載し、添付書類を添えて2021(令和3)年4月1日から2022(令和4)年1月末までの期間に東京都に提出すること。
82	第2部 第3章4 図2-3- 13	(整理期間) 2020年4月～2021年9月	(整理期間) 2020年4月～2022年1月
86	第2部 第3章 6 埼玉県的一般管理 口座との振替	なお、東京都と埼玉県の削減量口座簿は直接接続されていないため、両都県にそれぞれ申請を行う必要がある。	なお、東京都と埼玉県の削減量口座簿は直接接続されていないため、両都県にそれぞれ申請を行う必要がある。 加えて、第二計画期間の義務履行に埼玉連携クレジット(第一計画期間に創出されたもの)を利用する場合は、埼玉県が別に定める日までに都制度への義務充当を完了しなければならない。

温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度に係る各種ガイドライン読替表
 (1) 排出量取引運用ガイドライン (つづき)

該当箇所		現行の規定	読替後
頁	記載箇所		
95	第2部 第3章7(3)義務の履行に利用しなかったクレジット等の取扱いについて	例えば、第一計画期間(2010(平成22)～2014(平成26)年度)内に発行されたクレジット等は、第二計画期間(2015(平成27)～2019(平成31)年度)の整理期間の終了時(2021(令和3)年9月末)まで持ち越し、第二計画期間の削減義務の履行に利用することができる(「図2-3-19 クレジット等の有効期限」を参照)。	例えば、第一計画期間(2010(平成22)～2014(平成26)年度)内に発行されたクレジット等は、第二計画期間(2015(平成27)～2019(平成31)年度)の整理期間の終了時(2022(令和4)年1月末)まで持ち越し、第二計画期間の削減義務の履行に利用することができる(「図2-3-19 クレジット等の有効期限」を参照)。
119	第3部 第1章 用語の定義 14	計画期間の終了年度の翌々年度の9月末日を指す。ただし、次の例外がある。 特定地球温暖化対策事業所の指定の取消しがあり削減義務の終了年度が変更された場合は知事が認めた日の翌日から起算して180日目 計画期間の削減義務量又は温室効果ガス排出量の確定が当該計画期間の終了年度の翌々年度の4月3日以降となった場合は確定の日の翌日から起算して180日目	計画期間の終了年度の翌々年度の9月末日(第二計画期間においては、2022(令和4)年1月末日)を指す。ただし、次の例外がある。 特定地球温暖化対策事業所の指定の取消しがあり削減義務の終了年度が変更された場合は知事が認めた日の翌日から起算して180日目 計画期間の削減義務量又は温室効果ガス排出量の確定が当該計画期間の終了年度の翌々年度の4月3日以降(第二計画期間においては、2021(令和3)年8月4日以降)となった場合は確定の日の翌日から起算して180日目
124	第3部 第2章 よくある質問と回答 Q1	自らの事業所の削減対策の実施に加えて、排出量取引によりクレジットを取得して削減義務を達成する事業者は、地球温暖化対策計画書による排出実績の報告とともに、義務履行期限(計画期間の終了年度の翌々年度の9月末日)までに「義務充当口座のクレジット等」を「事業所の排出総量」から「排出上限量」を差し引いた量に見合う量とする必要がある。(第2部第1章3(2))	自らの事業所の削減対策の実施に加えて、排出量取引によりクレジットを取得して削減義務を達成する事業者は、地球温暖化対策計画書による排出実績の報告とともに、義務履行期限(計画期間の終了年度の翌々年度の9月末日(第二計画期間にあつては、2022年1月末日))までに「義務充当口座のクレジット等」を「事業所の排出総量」から「排出上限量」を差し引いた量に見合う量とする必要がある。(第2部第1章3(2))

温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度に係る各種ガイドライン読替表

(2) 都内中小クレジット算定ガイドライン

該当箇所		現行の規定	読替後
頁	記載箇所		
78	第5章 都内中小クレジットの有効期間	<p>東京都から発行された都内中小クレジットを利用できる期間は、認定を受けた削減量の算定対象年度に応じて異なる。具体的には、次のとおりとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一計画期間（平成 22～26 年度（2010～2014 年度））の削減量 <p>第一計画期間及び第二計画期間（平成 27～31（令和 1）年度（2015～2019 年度））の削減義務の履行に利用可能（義務充当手続は、整理期間終了時（令和 3（2021）年 9 月末）まで可能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二計画期間（平成 27～31（令和元）年度（2015～2019 年度））の削減量 <p>第二計画期間及び第三計画期間（令和 2～6 年度（2020～2024 年度））の削減義務の履行に利用可能（義務充当手続は、整理期間終了時（令和 8（2026）年 9 月末）まで可能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第三計画期間（令和 2～6 年度（2020～2024 年度））の削減量 <p>第三計画期間及び第四計画期間（令和 7～11（2025～2029）年度）の削減義務の履行に利用可能（義務充当手続は、整理期間終了時（令和 13（2031）年 9 月末）まで可能</p>	<p>東京都から発行された都内中小クレジットを利用できる期間は、認定を受けた削減量の算定対象年度に応じて異なる。具体的には、次のとおりとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一計画期間（平成 22～26 年度（2010～2014 年度））の削減量 <p>第一計画期間及び第二計画期間（平成 27～31（令和 1）年度（2015～2019 年度））の削減義務の履行に利用可能（義務充当手続は、整理期間終了時（令和 4（2022）年 1 月末）まで可能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二計画期間（平成 27～31（令和元）年度（2015～2019 年度））の削減量 <p>第二計画期間及び第三計画期間（令和 2～6 年度（2020～2024 年度））の削減義務の履行に利用可能（義務充当手続は、整理期間終了時（令和 8（2026）年 9 月末）まで可能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第三計画期間（令和 2～6 年度（2020～2024 年度））の削減量 <p>第三計画期間及び第四計画期間（令和 7～11（2025～2029）年度）の削減義務の履行に利用可能（義務充当手続は、整理期間終了時（令和 13（2031）年 9 月末）まで可能</p>

(3) 都内中小クレジット検証ガイドライン

該当箇所		現行の規定	読替後
頁	記載箇所		
5	第2章 都内中小クレジットの仕組み（概要） 3（2）都内中小クレジットの有効期間	<p>東京都への「削減量の認定申請」後、東京都から、都内中小クレジットの削減量を認定する通知があった後は、当該通知結果を添えて、東京都へ「都内中小クレジットの発行申請」を行う。東京都から発行された都内中小クレジットを利用できる期間は、認定を受けた削減量の算定対象年度に応じて異なる。具体的には、次のとおりとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一計画期間（平成 22～26 年度（2010～2014 年度））の削減量 <p>第一計画期間及び第二計画期間（平成 27～31（令和 1）年度（2015～2019 年度））の削減義務の履行に利用可能（義務充当手続は、整理期間終了時（令和 3（2021）年 9 月末）まで可能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二計画期間（平成 27～31（令和元）年度（2015～2019 年度））の削減量 <p>第二計画期間及び第三計画期間（令和 2～6 年度（2020～2024 年度））の削減義務の履行に利用可能（義務充当手続は、整理期間終了時（令和 8（2026）年 9 月末）まで可能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第三計画期間（令和 2～6 年度（2020～2024 年度））の削減量 <p>第三計画期間及び第四計画期間（令和 7～11（2025～2029）年度）の削減義務の履行に利用可能（義務充当手続は、整理期間終了時（令和 13（2031）年 9 月末）まで可能</p>	<p>東京都への「削減量の認定申請」後、東京都から、都内中小クレジットの削減量を認定する通知があった後は、当該通知結果を添えて、東京都へ「都内中小クレジットの発行申請」を行う。東京都から発行された都内中小クレジットを利用できる期間は、認定を受けた削減量の算定対象年度に応じて異なる。具体的には、次のとおりとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一計画期間（平成 22～26 年度（2010～2014 年度））の削減量 <p>第一計画期間及び第二計画期間（平成 27～31（令和 1）年度（2015～2019 年度））の削減義務の履行に利用可能（義務充当手続は、整理期間終了時（令和 4（2022）年 1 月末）まで可能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二計画期間（平成 27～31（令和元）年度（2015～2019 年度））の削減量 <p>第二計画期間及び第三計画期間（令和 2～6 年度（2020～2024 年度））の削減義務の履行に利用可能（義務充当手続は、整理期間終了時（令和 8（2026）年 9 月末）まで可能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第三計画期間（令和 2～6 年度（2020～2024 年度））の削減量 <p>第三計画期間及び第四計画期間（令和 7～11（2025～2029）年度）の削減義務の履行に利用可能（義務充当手続は、整理期間終了時（令和 13（2031）年 9 月末）まで可能</p>

温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度に係る各種ガイドライン読替表
 (4) 再エネクレジット算定ガイドライン

該当箇所		現行の規定	読替後
頁	記載箇所		
22, 23	第2部 第3章 再エネクレジットの有効期間 第3部 その他削減量の算定方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一計画期間（平成 22～26（2010～2014）年度）中の発電量 第一計画期間及び第二計画期間（平成 27～31（2015～2019）年度）の削減義務の履行に利用可能 （義務充当手続は、整理期間（令和 3（2021）年 9 月末）終了時まで可能） ・ 第二計画期間（平成 27～31（2015～2019）年度）中の発電量 第二計画期間及び第三計画期間（令和 2～6（2020～2024）年度）の削減義務の履行に利用可能 （義務充当手続は、整理期間（令和 8（2026）年 9 月末）終了時まで可能） ・ 第三計画期間（令和 2～6（2020～2024）年度）中の発電量 第三計画期間及び第四計画期間（令和 7～11（2025～2029）年度）の削減義務の履行に 利用可能 （義務充当手続は、整理期間（令和 13（2031）年 9 月末）終了時まで可能） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一計画期間（平成 22～26（2010～2014）年度）中の発電量 第一計画期間及び第二計画期間（平成 27～31（2015～2019）年度）の削減義務の履行に利用可能 （義務充当手続は、整理期間（令和 4（2022）年 1 月末）終了時まで可能） ・ 第二計画期間（平成 27～31（2015～2019）年度）中の発電量 第二計画期間及び第三計画期間（令和 2～6（2020～2024）年度）の削減義務の履行に利用可能 （義務充当手続は、整理期間（令和 8（2026）年 9 月末）終了時まで可能） ・ 第三計画期間（令和 2～6（2020～2024）年度）中の発電量 第三計画期間及び第四計画期間（令和 7～11（2025～2029）年度）の削減義務の履行に 利用可能 （義務充当手続は、整理期間（令和 13（2031）年 9 月末）終了時まで可能）